

一般拋出金の申告・納付にあたっての Q&A

Q1 石綿を作っても、扱ってもしないのに一般拋出金を支払うのはどうしてか。

A1 石綿(アスベスト)は、例えば建築物の天井や外壁、自動車のブレーキライニング、発電所のパッキン、水道管等に使用されてきた実態があり、産業基盤となる施設、設備、機械等に広く使用されてきたものです。

このため、およそ事業活動を営む全ての者が、石綿を使用した建築物を事務所とし、石綿を含むパッキンを使用した発電所で発電された電気を利用してきたこと等の理由から、石綿の使用による経済的利得を受けてきた事業者全てで費用負担することが妥当と判断したものです。

Q2 労災保険の適用事業場の事業主から、一般拋出金を申告・納付させるのはどうしてか。

A2 様々な事業活動を行う事業主から、幅広く公平に一般拋出金をご負担いただくことに資するため、労働者を一人でも雇っている労災保険の適用事業場の事業主の皆様にご負担いただくこととしたものです。また、一般拋出金の徴収については、労働保険料の申告・納付対象と重複するため、効率的かつ確実な申告・納付という観点から、労働保険料と一緒に申告・納付することとしたものです。

Q3 一般拋出金には概算払い制度がないのはなぜか。

A3 一般拋出金は労働保険料に比べ少額であるため、事業主の皆様の事務負担を考慮して一回で申告・納付が終了するように概算払い制度を採用しなかったものです。

Q4 一般拋出金の申告・納付に労災保険のメリット制の適用がないのはなぜか。

A4 一般拋出金は、労働災害に対する給付に充てられるものではありません。石綿により中皮腫や肺がんを発症しているにもかかわらず、労働災害に対する給付の対象とならない方(近隣住民等)への医療費等救済費用に充てるため、事業主の皆様より一律の一般拋出金率(0.05/1000)をもってご負担いただくものです。

このことから、労働災害の発生に応じて、保険料率が上下するメリット制を適用するにはなじまないため、メリット制は適用されません。

Q5 一般拋出金を申告・納付しないとどうなるのか。

A5 年度更新の申告期限までに申告・納付がない場合、政府による認定決定によって一般拋出金の額を決定し、事業主に通知します。その際には一般拋出金元本の他、追徴金が課されます。また、その後も一般拋出金を滞納し続けた場合、延滞金が課され、最終的には財産の差押え等による行政処分がなされます。

**一般拋出金の申告・納付に係るお問い合わせは
都道府県労働局・労働基準監督署まで**